

スペインの知的財産法

遠藤 誠¹

I はじめに

日本における欧州法の研究では、従来、ドイツ法、フランス法及びイギリス法が、主な対象とされてきた。これに対し、他の欧州諸国の法律（スペイン法等）については、研究対象とされることが、比較的少なかったといえよう²。しかし、ドイツ法、フランス法及びイギリス法以外の欧州諸国の法律についても、日本にとって参考となる重要な法制度や法実務運用があるのではないかとと思われる。とくに、スペイン法は、スペインの法制度であるということだけでなく、中南米諸国等の法制度にも多大な影響を及ぼしている³。また、スペインは、欧州連合（EU）の主要構成国である。欧州連合知的財産庁（EUIPO）⁴の本部も、スペインのアリカンテに所在している。これらのことから、スペインの知的財産法の制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。

そこで、本稿では、スペインの知的財産法の概要を紹介することとしたい（なお、スペインも加盟している EU の知的財産法の説明については、別稿を参照されたい⁵）。

II スペインの法制度一般

スペインの法制度は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。とくに、フランスの法制度の影響が比較的大きいといえる。例えば、スペインの民法典は、

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² スペイン法については、ドイツ法、フランス法及びイギリス法と比べると、日本語の文献・論文等は少ない。そのような状況の中で、スペイン法全般に関する日本語による概説書として、『現代スペイン法入門』（日本スペイン法研究会、サラゴサ大学法学部、Nichiza 日本法研究班著、嵯峨野書院、2010年）は、貴重な文献である。同書の「第12章 競争法」の中に、「不公平競争法」、「特許および他の創作の保護」に関する若干の記述がある。

³ スペインの知財事務所の中には、中南米の国に現地拠点を設け又は現地事務所と提携して、中南米の知財に関するサービスを提供しているところも多い。

⁴ 2016年3月23日の欧州連合商標規則の施行までは、「欧州共同体商標意匠庁（OHIM）」という名称であった。

⁵ 「世界の知的財産法 第2回 EU」（『特許ニュース No.13921』（経済産業調査会、2015（平成27）年3月17日）1～5頁。

フランスのナポレオン民法典をモデルとしている⁶。

スペイン法における法源は、憲法の他に、法律、慣習及び法の一般原則がある（民法1条）。成文の規範たる法律が主要な法源である。判例は、法源とはいえないが、とくに最高裁判所の判例は、法律の解釈にあたり重要性を持つ。

スペインには、表1のとおり、制定者、制定手続、効力等により、さまざまな法の種類がある⁷。

表1：スペインにおける法の種類

名称	定義及び内容	憲法上の関連規定
組織法 (leyes orgánicas)	基本的権利及び公的自由の具体化に関する法律、自治憲章及び一般的選挙制度を承認する法律等。その承認・改廃には、下院の絶対多数が必要	81条
通常法 (leyes ordinarias)	両議院の可決により成立する、一般的な意味での法律	79条
基盤法 (leyes de base)	法律の地位を有する規範の制定を内閣に委任する法律。立法の委任の目的及び範囲、並びに委任立法権を行使する際に遵守すべき原則及び基準を定める	82条4項、83条
枠組法 (leyes marcos)	自治州議会に対する立法委任の範囲を画定する法律	150条1項
基礎法 (legislación básica)	中央政府と自治州政府が権限を共有する事項（社会保障、行政契約、環境保護）に関する立法	149条1項17号、18号、23号
政令法 (reales decretos-leyes)	特別かつ緊急の必要がある場合に、内閣が制定する暫定法規。国の基本的法秩序、市民の権利及び自由等に影響を及ぼすものであってはならない	86条
立法政令 (decretos legislativos)	委任立法を内容とする内閣制定法規	85条

スペインの法令を調査するための情報源（スペイン語）としては、「国家官報」（Agencia

⁶ スペインの法制度全般については、遠藤誠著「世界の法制度〔欧州編〕第4回 スペイン」（『国際商事法務 Vol.41, No.1』（国際商事法研究所、2013年）所収）56～61頁を参照されたい。

⁷ 『スペイン憲法概要』（参議院憲法調査会事務局、2003年）9～10頁。

Estatal Boletín del Estado)のウェブサイト⁸が挙げられる。国の法律だけでなく、自治州の法令等も検索することができる。また、「LEX NOVA」というウェブサイト⁹及び「Noticias Jurídicas」というウェブサイト¹⁰でも、法令の検索ができる。

スペインの判決例を調査するための情報源（スペイン語）としては、「司法総評議会」（Consejo General del Poder Judicial）のウェブサイト¹¹がある。また、「LEX NOVA」というウェブサイト¹²でも、判決例の検索ができる。

Ⅲ 知的財産法全般

スペインの知的財産法制度は、主に「特許法」、「意匠保護法」、「商標法」、「知的財産法」、「不正競争法」等により構成されている¹³。その他、半導体集積回路、原産地名称及び地理的表示等も、保護される。また、知的財産権に関する裁判所の判例も、重要な役割を果たしている。

スペインは、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、パリ条約、WIPO 設立条約、WTO 協定、特許協力条約（PCT）、欧州特許条約（EPC）、国際特許分類に関するストラスブール協定、微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定、商標法条約、標章の国際登録に関するマドリッド協定、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書、標章の登録のため商品及びサービスの国際分類に関するニース協定、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、万国著作権条約、実演家等保護条約、レコード保護条約、植物新品種の保護に関する国際条約（UPOV 条約）等である。

知的財産権に関連するスペインの政府機関のうち最も主要なものであるスペイン特許商標庁（スペイン語の略称は「OEPM」、英語の略称は「SPTO」）は、産業・エネルギー・観光省が所管している¹⁴。本部はマドリッドにあり、特許出願、意匠出願、商標出願の受理・審査・登録等の業務を行っている。著作権については、教育・文化・スポーツ省が所管している¹⁵。

スペインは EU に加盟しているため、その知的財産法制度は、他の法分野と同様に、スベ

⁸ <http://www.boe.es/legislacion/>

⁹ <http://portaljuridico.lexnova.es/legislacion>

¹⁰ <http://noticias.juridicas.com/>

¹¹ <http://www.poderjudicial.es/search/index.jsp>

¹² <http://portaljuridico.lexnova.es/jurisprudencia>

¹³ 「特許法」、「特許規則」、「商標法」、「商標規則」の日本語訳は、特許庁のウェブページに掲載されている（<https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/mokuji.htm>）。また、知的財産法関連の法令の英語訳は、WIPO のウェブページに掲載されている（<http://www.wipo.int/wipolex/en/profile.jsp?code=ES>）。

¹⁴ <http://www.oepm.es/en/index.html>

¹⁵ <http://www.mecd.gob.es/cultura-mecd/areas-cultura/propiedadintelectual.html>

イン国内レベルと欧州レベルとの二重構造となっているところに特徴がある。即ち、まず、スペイン国内においては、国内法に基づき、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の知的財産権が保護されている。EUの各加盟国の国内法に基づく知的財産権の要件・内容等がばらばらでは混乱をきたすので、それらを実体的に調和させる試みが行われてきたところであり、一定程度の調和が実現した。そして、このような国内法に基づく知的財産権のほか、欧州レベルでの条約に基づく知的財産権を保護する制度が創設され、現在も、その拡充に向けた努力が行われている。例えば、商標については欧州連合商標（EUTM）¹⁶制度、意匠については共同体意匠制度が創設され、欧州レベルでの権利保護が可能となっている。また、現在、特許については、欧州の多くの国々により、欧州単一効特許及び統一特許裁判所の創設に向けた努力が行われており、近い将来、実現されることが見込まれている¹⁷が、スペインは、これらへの不参加を表明している。これに対し、著作権及び営業秘密に関しては、あくまで各加盟国の国内法に基づく保護のみにとどまっており、欧州レベルでの統一された権利保護の制度とはなっていない。

IV 特許・実用新案

スペインで特許権を取得するには、2つの方法がある。1つは、欧州特許条約（EPC）に基づき欧州特許局（EPO）に対して欧州出願を行い、許可後に、スペイン等の希望する国における登録を行うことである。もう1つは、スペイン特許商標庁に特許出願を行い特許を取得することである。前者については、別稿で述べたので、本稿では、主に後者について説明する（但し、いずれの方法でも、取得した権利の効力は同じである）。

特許出願を行うことができるのは、発明者及び承継人である。出願言語はスペイン語である。スペイン国内に住所を有しない外国人は、登録された代理人を選任しなければならない。

特許出願書類が提出されると、方式要件の審査（発明の単一性、不登録事由についての審査）が行われる。出願人は、出願日から15か月以内に、出願料金を納付し、技術水準調査報告書（サーチ・レポート）の作成を申請しなければならない。当該作成申請があると、新規性・進歩性に関する技術水準調査報告書が作成され、出願人に送付され、公開される。新規性については、絶対的新規性が採用されており、世界のいずれかの国・地域において公衆に利用可能とされた発明は、新規性を喪失する。上記作成申請がないと、出願が取り下げられたとみなされる。技術水準調査報告書が公開された後、出願人は、6か月以内に実体審査を要求することができる。要求しなかった場合は、実体審査を行わないで特許付与を受けることを選択したものとみなされる。①実体審査を要求した場合は、利害関係者は、実体審査

¹⁶ 2016年3月23日の欧州連合商標規則の施行までは、「共同体商標」（CTM）という名称であった。

¹⁷ 但し、イギリスのEU離脱の是非を問う国民投票（2016年6月23日実施）において、離脱派が勝利したことにより、欧州単一効特許及び統一特許裁判所の創設に関する先行きは不透明となっている。

公表後 2 か月以内に異議申立をすることができ、出願人は、意見書・補正書を提出することができる。これらの結果、拒絶査定又は特許査定がなされる。②実体審査を要求しなかった場合は、公開された技術水準調査報告書について第三者の意見提出等が行われ、特許付与が公開される¹⁸。安定した特許権を求めるのであれば、期限内に実体審査を要求すべきである。特許権は登録日から発生し、その存続期間は出願日から 20 年である¹⁹。

スペインには、実用新案制度もある²⁰。実用新案の保護対象は、「特定の物品に、使用又は製造について実質的に実用上の利点を与える形状、構造又は構造に関する、進歩性を備えた新規な考案」である。方法は、実用新案の保護対象には含まれない。新規性及び進歩性についての実体審査は無い。実用新案の場合の新規性は、スペイン国内における、公知、公用又は刊行物記載に該当しないことを指す。特許の場合のように技術水準調査報告書を作成することは、不要である。出願が方式要件を満たし、公表された場合、利害関係者は、公表日の後 2 か月以内に異議申立をすることができ、出願人は、答弁書を提出することができる。実用新案権は登録日から発生し、その存続期間は出願日から 10 年である²¹。

なお、スペインでも、特許権侵害についての均等論が認められている。

V 意匠

意匠については、「EU 全体において有効な意匠制度」と、「スペイン等の各加盟国においてのみ有効な意匠制度」に分けられる²²。前者は、「共同体意匠」(Community Designs) と呼ばれるものであり、欧州連合知的財産庁 (EUIPO) に出願して取得する。後者は、「意匠の法的保護に関する指令」により、EU 域内市場に関連する実体規定については調和されている。

スペインの意匠法によると、意匠とは、「製品の全部若しくは一部の外観であって、特に製品自体又は装飾の線、輪郭、色、形態、質感若しくは素材の特徴からなるもの」をいう。意匠出願に対しては、方式審査及び公序良俗への該当性の有無のみが行われ、新規性及び独自性についての実体審査は無い。新規性とは、「出願日前に同一の意匠が公衆に利用可能な状態に置かれていないこと」を指す。独自性とは、「意匠から受ける一般的印象が、出願日

¹⁸ 実体審査を要求せずに特許権の付与を受ける方法は、2015 年改正特許法 (2017 年 4 月 1 日施行) により廃止される予定である。<https://www.ponsip.com/en/index.php/the-long-awaited-new-patent-law-in-spain>

¹⁹ ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「スペイン」の「産業財産権制度」6 頁～16 頁。
<http://iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/miniguide.html>

²⁰ 実用新案権制度についても、2015 年改正特許法 (2017 年 4 月 1 日施行) により、いくつかの重要な改正が予定されている。本文で紹介した内容は、当該改正前のものである。

²¹ 前掲「産業財産権制度」18 頁～22 頁。

<http://iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/miniguide.html>

²² 意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づき、WIPO 国際事務局に対する一つの国際出願手続により国際登録簿に国際登録を受けることによって、複数の指定締約国における保護を一括で受けるという方法もある。

前に公衆が知り得る他の意匠から受ける印象と異なること」を指す。実体審査が無いので、審査請求制度は無い。出願公開制度はなく、登録後に公開される。意匠が公告された場合、第三者は、公告日の後 2 か月以内に異議申立をすることができ、意匠権者は、答弁書を提出することができる。部分意匠制度は採用されていない。意匠権は登録日から発生し、その最初の存続期間は出願日から 5 年であるが、その後、5 年ごとに、合計 25 年まで延長することができる²³。

VI 商標

商標についても、前述した意匠の場合と同様に、「EU 全体において有効な商標制度」と、「スペイン等の各加盟国においてのみ有効な商標制度」に分けられる。前者は、「欧州連合商標」(EUTM)と呼ばれるものであり、欧州共同体知的財産庁 (EUIPO) に出願して取得する。後者は、「商標に関する加盟国法を調和させるための指令」により、EU 域内市場に関連する実体規定については調和されている。

商標とは、「市場においてある企業の商品若しくはサービスを他の企業の商品若しくはサービスから識別できる、視覚的に表現した標識」をいう。具体的には、文字、数字、単語、画像、図形、符号、スローガン、包装紙、容器、製品形状等の立体商標、音等である。スペインは、一出願多区分制を採用している。スペイン特許商標庁への商標出願後、方式審査だけでなく、実体審査が行われる。実体審査は、絶対的不登録事由（商標の保護対象に該当しないこと、識別性を有しないこと等）のみについて行われ、相対的不登録事由（先行商標と同一又は類似であること等）については行われない。方式審査が完了した商標出願は公開され、公開後 2 か月間は誰でも異議申立をすることができる。審査請求制度は採られていない。商標出願から登録までは、通常、8 か月～15 か月程度かかる。商標権は登録日から発生し、その存続期間は出願日から 10 年であり、以後 10 年ごとに何回でも更新することができる。商標登録後継続して 5 年以上登録商標を使用していない場合、正当な理由がない限り、申立により、当該登録商標を取り消されることがある²⁴。

VII 著作権

EU には、EU レベルでの著作権に関する統一的な法制度は無い。スペインにおける著作権の保護は、スペインの国内法に委ねられているが、EU 加盟国の国内法の内容を調和させるため、著作権に関するいくつかの指令が存在する。例えば、「著作権等の保護期間の調和に

²³ 前掲「産業財産権制度」18 頁～22 頁。

<http://iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/miniguide.html>

²⁴ 前掲「産業財産権制度」27 頁～31 頁。

<http://iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/miniguide.html>

関する指令」は、著作権の保護期間を著作者の死後 70 年と定めている。

スペインは、フランスの影響を受け、1810 年以降、著作権に関する個別の法律が制定され、1879 年にそれらを統合した「知的財産法」が制定された。1978 年に制定された民主的な憲法の下で、1987 年には「知的財産法」が改正された。その後も、情報技術の発達、国際的ハーモナイゼーション、EU 指令の影響等により、法改正が頻繁に行われてきた。ちなみに、スペインでは、著作権、著作隣接権等を含めて、「知的財産権」と呼ばれる²⁵。日本等多くの国では、「知的財産権」は、産業財産権、著作権及び著作隣接権等の総称として用いられているが、スペインでは「知的財産権」の意味・範囲が異なっている²⁶。

スペインにおける著作権は、大きく、著作者人格権及び利用権に分けることができる。著作者人格権は、公表権、氏名表示権、著作物の著作者であることを要求する権利、同一性保持権を内容とする。これに対し、利用権は、複製権、頒布権、公の伝達権、変形権等を内容とする²⁷。

著作権は、創作の時から発生し、登録の必要はない。著作物を任意に登録することにより、著作物の創作日及び創作者等の証明を容易にし、法的紛争の処理に資することができる。著作権の登録には、約 6 か月かかる。

スペインでは、コンピュータ・プログラムは、特許の対象にはならないが、著作権の対象として保護される。

著作権の保護期間は保護対象物によって異なるが、一般的に、自然人である著作者の生存期間及びその死後 70 年間である。法人著作の場合で、①著作物が公表されたときは、公表の翌年の 1 月 1 日から 70 年間、②著作物が公表されなかったときは、創作の翌年の 1 月 1 日から 70 年間である。

2014 年改正著作権法（2015 年 1 月 1 日施行）は、インターネットにおいてニュース記事を抜粋・引用してリンクを掲示しようとする者は、著作権管理団体に対し利用料を支払う義務を負わせた。これにより Google がスペインでの Google News のサービス提供を中止するという事態が生じた。

VIII 営業秘密

EU には、営業秘密の保護に関する統一的な法制度は無い。スペインにおける営業秘密の保護は、スペインの国内法に委ねられている。

スペインでは、「不正競争法」が、①混同招来行為、②他人の信用の冒用行為、③他人

²⁵ 「諸外国の著作権法等における出版社の権利及び出版契約に関連した契約規定に関する調査研究報告書」（WIP ジャパン株式会社、2011 年）127 頁。

²⁶ カルロス・ロペス、真覚久美子著「日西間の商取引における知的財産権(1)」
<http://www.nihon-ir.jp/wp-content/100225.pdf>

²⁷ 前掲「諸外国の著作権法等における出版社の権利及び出版契約に関連した契約規定に関する調査研究報告書」127 頁。

の商品・サービスの模倣行為とともに、④他人の営業秘密の不正取得又は冒用行為について明文で規定している²⁸。同法によると、適法に取得した産業上又は商業上の秘密を、権利者の許諾なく、開示又は利用する行為は、不公正な行為であるとされている²⁹。但し、同法には「秘密」の定義はなく、判例に依拠している。

Ⅸ エンフォースメント

スペインにおける知的財産権侵害に対する救済手段としては、民事的手段（民事訴訟）、刑事的手段（刑事訴訟）及び税関の水際措置等がある。

民事的手段（民事訴訟）により、権利者は、権利侵害行為の差止、損害賠償、権利侵害品の差押え、侵害継続防止のための措置等を請求することができる。スペインにおける民事事件の第一審管轄裁判所には、通常の「第一審裁判所」（Juzgados de Primera Instancia）と「商事裁判所」（Juzgados de lo Mercanti）がある。商事裁判所は、知的財産権・破産・会社・広告・独禁・不正競争等に関する事件を管轄し、それ以外の事件は第一審裁判所が管轄する。これら第一審の判決に対して不服がある当事者は、合議制の県裁判所（Audiencia Provincial）に控訴することができる。第二審の判決に対して不服がある当事者は、訴訟手続に違法又は判例違反があったこと等の要件を満たす場合に限り、最高裁判所に上告することができる³⁰。とくに、アリカンテの商事裁判所及び控訴裁判所は、スペイン全土における欧州連合商標及び共同体意匠の第一審裁判所及び第二審裁判所に指定されている。また、アリカンテの商事裁判所及び控訴裁判所は、原告も被告も欧州連合域内に住所又は事業所を有しない場合における侵害訴訟の専属管轄権を有する³¹。

権利者の許諾なく発明及び商標を商業化、使用、製造、模造した者には、6か月～2年の懲役及び12か月～24か月の罰金刑が科される。特に重要な犯罪の場合は、1年～4年の懲役刑、12か月～24か月の罰金刑及び2年～5年の資格剥奪が科される。なお、スペインでは、「日数罰金制度」が採用されており、一日あたり1.20ユーロ～300.51ユーロの金額（刑罰の性質及び経済状態を考慮して決定される）に日数を掛けて罰金額が算出される³²。

スペインの刑事手続においては、捜査段階の予審制度がある。訴追は、検察官も私人も行うことができる。裁判管轄は、量刑や犯罪の種類等によって異なる。刑事訴訟で被告人が有罪となった場合、被害者やその親族等は、被告人に対し、損害賠償等を請求することができ

²⁸ 前掲『現代スペイン法入門』264頁。

²⁹ 「Guide to business in Spain Intellectual property law」（ICEX-Invest in Spain, 2015年）19頁。http://www.investinspain.org/guidetobusiness/en/6/CAP_6_2015.pdf

³⁰ 前掲『現代スペイン法入門』206～207頁。

³¹ 「スペイン見本市における知的財産権行使マニュアル」（日本貿易振興機構デュッセルドルフ事務所、2015年）6頁。

³² ウェブサイト「ようこそ SPAIN BUSINESS」の「企業に適用される法制度」80頁。http://www.spainbusiness.jp/icex/cda/controller/pageGen/0,3346,4928839_35729609_35711268_0,00.html

る。

また、商標、著作権、意匠、特許等の権利者にとって、税関の水際取締りも有効な手段である。

X おわりに

以上、スペインの知的財産法制度の概要を紹介したが、前述したとおり、スペイン国内レベルと EU レベルに分かれており非常に複雑な内容を有することから、日本の実務家にとっては理解が困難である面がある。しかし、先進国としての日本とスペインの共通性、及びスペインの知的財産法の中南米諸国への影響力の大きさ等を考えると、今後も、スペインの知的財産法の動向については引き続き注目していく必要が高いと思われる。

※ 初出：『特許ニュース No.14282』（経済産業調査会、2016年、原題は「世界の知的財産法 第11回 スペイン」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。